



様式第6号（第6条関係）

平成30年12月5日

審査結果報告書

新城市議会議長 丸山隆弘 様

新城市議会議員政治倫理審査会
委員長 柴田賢治郎



平成30年4月23日付けで提出された新城市議会議員政治倫理条例第5条の規定による審査請求について、新城市議会議員政治倫理審査会での審査が終了しましたので、次のとおり審査結果を報告します。

審査の請求の対象となった議員の氏名	山崎祐一 議員
審査又は調査すべき事案の内容	平成25年～平成27年度の千郷地区地域活動交付金申請から完了実績報告に至る経緯の中で、不当な圧力及び不正な請求を主導したこと。 (新城市議会議員政治倫理条例第3条第1号・2号及び6号)
審査を請求した理由	下記の点において、新城市議会議員政治倫理条例（以下「条例」という。）第3条第1・2・6号の遵守を怠ったため。 (1) 地域活動交付金申請から完了までの、書類作成に深く関わり不当な圧力を行使した。 (2) 完了実績報告時提出の領収書を業者に偽造させた。 (3) ホタル再生とは名ばかりで、現実には別の事業を遂行した行為。
審査の結果	本件は、平成30年4月23日付けで審査請求代表者から、地域活動交付金（以下「交付金」という。）事業活動の一連の経過において条例第3条に定める政治倫理基準に反する審査請求対象議員（以下、「対象議員」という。）の関与があったとして、政治倫理基準違反審査請求書（市民用）（以下、「請求書」という。）、審査請求署名簿、基準違反を証する資料（以下、「添付資料」

という。)の提出がされたものである。

請求書の提出を受け、議長は新城市選挙管理委員会に署名総数を確定すべく照会を行い、審査請求署名確定総数は1,042人であることを確認した。

議長から、新城市議会議員政治倫理審査会(以下、「審査会」という。)の委員として、佐宗龍俊議員、鈴木長良議員、浅尾洋平議員、柴田賢治郎議員、小野田直美議員、山口洋一議員(議席順)が指名され、6月7日に第1回の審査会が議長により招集された。

第1回審査会において委員長として柴田賢治郎委員、副委員長として山口洋一委員が互選され、審査を開始することとなった。

本交付金事業活動は、平成25年度から3か年にわたり住民活動団体が河川周辺のクリーン活動を行ったものであり、本審査会としては、当該事業活動への対象議員の関与の状況を確認するため、審査請求代表者から提出された添付資料に対する書面審査のほか、以下の3者からの聴き取りを行った。

7月20日(金)及び7月31日(火)には、具体的な請求理由を確認するため、審査請求代表者から請求理由及び添付資料の説明を受けた。

7月25日(水)には、執行部の事業担当部署に対する事情聴取を行った。

8月24日(金)には、対象議員に対する事情聴取を、前現会長の委任を受けた補助者の同席を許可した上で行った。

事情聴取での趣旨概要は以下のとおりである。

1 審査請求代表者

2週間半で千余名の市民から署名をいただいた。これは大変大きな意義のあるものと思う。ホテル舞う堀愛の里会(以下、「当該活動団体」という。)は堀合組が中心であるが、堀合組の人は事業内容をほとんど知らない。

平成25年、川田総有山林管理組合(以下、「管理組合」という。)の組合長であった議員になる前の対象議員が、管理組合所有の法面を含む河川(杉川)の

汚れを改善するために交付金申請を主導したものである。

最大におかしいのは、議員がやってはいけない違法行為。本人は「仮領収書」と言っているが商法上、取引法から言えば紛れもない本物である。仕事をやっでなくて、お金も払わず領収書だけをつくりに行った。業者に強引に領収書を書かせ、しかも1万円の印紙を貼らせた。これ一つで市民を欺いた。本来なら自ら議員辞職すべき。政治倫理、モラルの問題よりも犯罪的行為を対象議員は行った。

3月定例会での謝罪も他人事のようなことを言っている。政治倫理審査にかかっている最中なのに対象議員が発行する「新城公論」において、こんな記事をこの段階で出しているのか。あたかも他人事のように書いている。

市長に対して信義則に反する行為を行い、領収書をごまかし作出した。

千余名の市民を代表して申させていただいたことは、対象議員が関与したことは間違いはない。

2 執行機関

領収書は本物として受けた。その後において会の通帳を確認し、弁済実態のない架空の領収書であることが判明した。管理組合は、協力者として名前があり承諾していると判断している。特定の個人や団体のみが利益を受けるものではなく、交付金により地域の困りごとの解決に取り組んだ事業と捉えている。

一連の手続きにおいて、対象議員からの圧力行使はなかった。

3 対象議員

①建設会社への見積もり依頼、保険の契約、現場における写真撮影、事業成果報告書の作成（画像の選択及び付箋へのメモ記載）は、自らが行った。

②議員となつてからは会の実質的な活動には携わっていない。

③平成25年度、平成26年度における弁済実態のない領収書は、自らが建設会社に依頼し受け取った。今思えば不適切な行為であったと反省している。

④当時は事業が前に進むことが第一で、罪悪感はなかった。

以上、添付資料の書面審査及び各々の聴き取りから、議員の政治倫理の確立と向上に向け審査を進めた結果、以下の結論を導くこととなった。

1 請求書における「審査を請求する理由」について

(1) については、事情聴取の結果、前記①のとおり書類作成に関わっていることは確認できた。当該活動団体及び執行機関への不当な圧力の行使は確認できなかった。

(2) については、前記③の対象議員に対する事情聴取の聴き取り内容により、対象議員が弁済実態のない虚偽の領収書を業者に作成させて市に提出したことが明らかとなった。

(3) については、実施された事業内容は、千郷地域協議会への申請内容と合致しており、執行部においても事業は行われているとの認識を持っている。このことから別の事業を遂行したことは確認できなかった。

2 政治倫理基準の遵守違反の存否（条例第3条関係）

(1) 第1号関係

対象議員は、実質的に当該活動団体の活動に関与していない立場と言いながら、事業施行期間終了間際において、会長からの相談を受けて、自ら弁済実態のない虚偽の領収書を業者に作成させて市に提出した。

このことは、多くの市民の負託を受けた市民全体の代表者たる議員として、その品位と名誉を損ない、市民の信頼を失墜させる不適切な行為である。

市民の自主性、主体性、誠意に重きを置いた地域活動交付金事業は、市民に対する信頼が根幹にあるものであるにも関わらず、対象議員が行った行為は住民自治のあり方を根本から揺るがしかねないものであり、けして許されるものではない。いわんや、このことが2か年続けて行われたことは議員の持つべき倫理観が欠如した行為として極めて由々しきことである。

	<p>(2) 第2号関係 議員の地位を利用した金品の授受については確認できなかった。</p> <p>(3) 第6号関係 職員の公正な職務の遂行を妨げ、その権限又は地位による影響力を不正に行使する働きかけについては確認できなかった。</p> <p>以上のことから、本請求に関しては、審査会委員の全員一致で、条例第3条第1号に規定する遵守すべき基準に違反する事実があったものと認めることを報告する。 (審査経過は別紙のとおり)</p>
<p>措置を講じる場合の 意見の内容</p>	<p>上記、審査の結果に基づき、審査会において、条例第9条に規定する講じるべき措置の意見を以下のとおり申し述べる。</p> <p>全員一致で、条例第9条第3号の「議員辞職の勧告」を意見とすることに決定した。</p> <p>(理由)</p> <p>本措置を意見とした理由は以下のとおりである。</p> <p>審査の結果に記載したとおり、本件は、当該活動団体から対象議員が相談を受けたことによるものだが、その際、法令を遵守する立場の議員が、自ら弁済実態のない虚偽の領収書を業者に作成させて市に提出した。</p> <p>このこと自体が不適切な行為であり、さらにこれを2か年続けて行うなど議員の持つべき倫理観の欠如が極めて著しいと言わざるを得ない。</p> <p>この結果、すでに当該活動団体の平成25年度及び平成26年度の交付金の交付決定は取り消され、市民が加算金を含め、交付金を2年間分全額返還することとなった。</p> <p>新城市議会では、平成30年3月定例会最終日において、新聞報道に係る市民への説明責任と陳謝を求める決議を全員一致で議決し、対象議員に伝達をした。</p> <p>しかしながら、現時点において決議に対する誠実な対応が確認できなかった。</p> <p>また、対象議員の事情聴取における答弁内容は、条例第2条第3項に規定する「自ら誠実な態度をもって当該</p>

	<p>疑惑を解明するよう努めなければならない」という議員の責務が全うされているとは言い難いものであった。</p> <p>対象議員が自ら行った行為の重大性を軽んじ、市民と行政にその責任を転嫁する姿勢は看過できるものではない。</p> <p>以上から、冒頭の条例第9条第3号の「議員辞職の勧告」を意見とすることに決定した。</p>
--	---

政治倫理審査会審査経過（審査対象者：山崎祐一議員）

- 平成30年4月23日（月）政治倫理基準違反審査請求書（市民用）受理
- ・提出者：審査請求代表者 加藤芳夫始め7人
 - ・署名総数：1,078人
- （新城市議会議員政治倫理条例第3条第1号、第2号、第6号該当）
- 4月25日（水）議会運営委員会において、市民審査請求に関する「署名における有効・無効の判断基準」を決定
- 5月7日（月）市選挙管理委員会に選挙人名簿登録の確認依頼
- 基準日：平成30年4月23日
- 依頼総数：1,058人
- 5月21日（月）市選挙管理委員会から選挙人名簿登録の確認結果報告
- 選挙人名簿に登録されている者：1,042人
- 5月23日（水）議会運営委員会において、地方自治法第18条に定める選挙権を有する者の総数確定
- 確定総数：1,042人
- 6月1日（金）議長が議会運営委員会へ諮問
- ・政治倫理審査会委員を選任
- 委員：佐宗龍俊、鈴木長良、浅尾洋平、柴田賢治郎、小野田直美、山口洋一
- 6月7日（木）第1回政治倫理審査会開催
- ・正副委員長を選任
- 委員長：柴田賢治郎
- 副委員長：山口洋一
- ・今後の開催日程について
- 基本的として毎週水曜日に開催。
- ・審査会は原則、公開するに決定。但し、プライバシー保護の観点から秘密会にするかは、その都度協議する。
- 6月20日（水）第2回政治倫理審査会開催
- ・審査請求資料の確認について
- 6月27日（水）第3回政治倫理審査会開催
- ・論点確認について
- 7月4日（水）第4回政治倫理審査会開催
- ・論点項目の精査について
 - ・審査請求代表者等への事情聴取事項について
- 7月11日（水）第5回政治倫理審査会開催
- ・論点及び事情聴取項目の精査について
 - ・審査請求代表者への事情聴取日程について

- 7月18日(水) 第6回政治倫理審査会開催
・審査請求代表者への事情聴取日程について
・執行部への事情聴取項目について
・執行部への事情聴取日程について
- 7月20日(金) 第7回政治倫理審査会開催
・審査請求代表者からの事情聴取について
- 7月25日(水) 第8回政治倫理審査会開催
・執行部からの事情聴取について
・審査請求代表者への事情聴取日程について
- 7月31日(火) 第9回政治倫理審査会開催
・審査請求代表者からの事情聴取について
- 8月1日(水) 第10回政治倫理審査会開催
・事情聴取(審査請求代表者及び執行部)により確認できた点について
- 8月10日(金) 第11回政治倫理審査会開催
・対象議員への事情聴取項目について
・対象議員への事情聴取日程について
- 8月24日(金) 第12回政治倫理審査会開催
・対象議員への事情聴取について
- 8月29日(水) 第13回政治倫理審査会開催
・違反する行為の存否について
- 9月19日(水) 第14回政治倫理審査会開催
・違反する行為の存否について
- 9月27日(木) 第15回政治倫理審査会開催
・審査結果報告書(案)について
- 10月4日(木) 第16回政治倫理審査会開催
・審査結果報告書(案)について
- 10月17日(水) 第17回政治倫理審査会開催
・審査結果報告書(案)について
- 10月24日(水) 第18回政治倫理審査会開催
・審査結果報告書(案)について
- 10月31日(水) 第19回政治倫理審査会開催
・審査結果報告書(案)について
- 11月9日(金) 第20回政治倫理審査会開催
・審査結果報告書(案)について
- 11月16日(金) 第21回政治倫理審査会開催
・有識者の意見について
- 11月29日(木) 第22回政治倫理審査会開催
・有識者の意見について
- 12月4日(火) 第23回政治倫理審査会開催
・審査結果報告書(案)について